

会 議 記 録

会 議 の 名 称	総務文教委員会（請願審査）
開 催 日 時	令和6年3月6日（水） 午前10時00分から午前11時24分
開 催 場 所	宮代町役場 議会室
出席委員の氏名	委員長 丸山 妙子 副委員長 金子 正志 委 員 佐藤 将行 丸藤 栄一 鈴木 次男 合川 泰治
出席職員の名 職 ・ 氏 名	議会事務局長 押田 昭浩 主 幹 青木 豊 主 任 金子 尚子
会議の公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
一部公開又は 非公開の理由	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
傍聴者の人数	3名
会議資料の名称	・次第 ・請願文書表（請願書の写し）
記録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
審 議 の 内 容	下記のとおり
その他必要事項	

○質疑

丸山委員長 おはようございます。ただ今の出席人数は6名でございます。定足数に達しておりますので、ただ今から総務委員会を開催いたします。

丸山委員長 本日は紹介議員の丸藤委員が本委員会に所属しておりますので、後ほど請願趣旨の説明をいただきたいと思います。また、議事の正確性を期するため、請願人を当委員会に請願人として出席を求めたいと思います。これにご異議ござい

ませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。よって傍聴人の出席を許可することに決定しました。

合川委員 呼ぶことは構わないのですが、前にも請願人が出席したことがあります。その時は紹介議員ではなく、請願者がずっと質疑に答弁していたので、そうならないうようにしていただきたいと思います。以上です。

佐藤委員 先程、始まる前に話したのですが、そもそも請願者と紹介議員の関係、紹介議員は提出時のことであって、仮に紹介議員が当日いなくても請願審査は有効であるということは分かっていると思いますが、そういう場合請願人がメインで話したりする形にならざるを得ない。そんなことは意味ないというか強調する必要が無いと思っていますがいかがでしょう。

丸山委員長 他にございませんか。委員長と致しましては、請願人として請願人を招致するという事です。あくまでも請願人で、今、佐藤委員からご意見ありましたが、今回、紹介議員の丸藤委員が出席しておりますので、丸藤委員から請願趣旨を話していただきたいと思います。必要なことは請願人に質疑の答弁をお願いできればと思います。以上でございます。

丸山委員長 それでは進めさせていただきます。

丸山委員長 では、3月1日、本会議におきまして、議長が、本委員会に付託されました請願第1号宮代町市民参加条例の市民提案の拡充を求める請願を議題として、審査を行います。

丸山委員長 次に、請願趣旨について紹介議員の説明を求めます。

丸藤委員 あらためておはようございます。本請願の紹介議員であります丸藤でございます。

丸藤委員 (趣旨説明)

丸山委員長 今、紹介議員から資料の請求が出ています。配布願います。

丸山委員長 ただいま、紹介議員からの資料を配布いたしました。資料を見ながら質問をお願いします。

丸山委員長 質疑をお受けいたします。

佐藤委員 進行の方をどのように委員長がされるのかわからないのですが、単純に、事前に請願書の方は皆さんに配布されていたものですから、それに対して質問がなかったとか、いろんな場合があるのでしょうか、それであれば、中身に入る前にみんなが、確かにこの請願のとおりなので、仮にですが、そのままの形でということもあり得るのかと思って、聞いてみました。質問が無ければ、この請願をそのまま認めようということもあるでしょうし、質問があればこの問題点を皆さんで話し合うという形になると思って今聞いております。ですから、どのような形で今日進行するのかちょっとお伺いいたします。

合川委員 おはようございます。合川でございます。まずこういった条例が拡大できたとしたら実際にどういったことをやられたいのかをまず、具体的にお伺いさせていただきますと思います。

丸山委員長 紹介議員答弁をお願いします。

丸藤紹介議員 今、合川議員から質問がありました。こういった条例ができたならどうい
ことをやりたいのかについては、請願人から聞いていただいた方がいいと思
います。よろしいですか。

〇〇請願人 はい。〇〇に住んでおります〇〇です。よろしく申し上げます。何がやりた
いのかというと、それは、私は一住民なのですが、住民一人一人やりたいこと
があるはずですので、それをこの条例の今の内容であると具内的な施策だと
か課題の提案ができないような状態になっているのが現実なので、それをま
ず今、そういう具体的な提案ができるような形にさせていただきたいというの
が、この請願の趣旨です。それで、私が何をやりたいのかと、私自身は今回、
請願を1つしか出しておりませんが、10個も20個もお願いしたいことを
思っているところですが、この1年くらいの間、ずっとそういうことで陳情だ
とか役場に回ってきましたが、議会の方に電話しても議員の方になかなか
会っていただけないという現実があります。それはここで言ってもしょうが
ないですけど、たぶん、議員、市民一人一人がそういうものを持っていて、そ
れを吸い上げる仕組みとして、議員のこういう審議を通じてしかないとすれ
ば、非常にそれは制約されたものになってしまっているという現実があると思
います。去年、私がずっと陳情で回ったのは、マスクの自由を求める陳情、
多分、議会事務局の方に残っていると思うので、ご覧になっていただければわ
かります。そういうのを継続的に進めたいと思っていますし、この場でもマス
クしている人がほとんど、マスクっていうのは現実の問題としてあまり効果
がないにも関わらず、子供たちにとってはすごい弊害があることはわかって
いるので、そういうことをちゃんと理解していただきたいという陳情でした。
その他にも私が日々提案したいと思うのは色々あるのですが、この制度が
拡充されたらぜひやりたいのが、健康セルフ、健康プログラムというイベン
トを所沢市で、所沢市には市民が共同してやるという制度があるので、所沢市に
私がわざわざ行って、そのイベントを開催させていただきました。それは先月
のことです。それ以外にもイベントをやりたいですが、町でやろうと
すると非常に制約があるので、わざわざ他の町まで行ってやっているという
事例もごさいます。ということで、私の具体的にやりたいことって言うのは、
お時間いただければいっぱいあるのですが、例えばということで、述べさせて
いただきました。よろしくお願ひいたします。

合川委員 ご説明ありがとうございます。また質問ですけど、今、この町に町長への手
紙というのが制度としてあります。それだと一人でも提案できるという制度
になっているのですが、そうすると2週間以内にそれに対して返事をいただ
けるという制度があるのですが、そういう他の制度ではダメだということ
があればお話ししたいと思っています。

〇〇請願人 町長への手紙は私も活用させて頂いて、何回も要望提出できるので、お答え
していただいています。具体的に行政で実行するということまでには
向かっていません。形式的に要望については、説明いただけるのですが、具
体的に対応はしていただけていません。それは予算の問題とか色々問題があ

る。一人の提案なので、なかなか全体の要望として理解しにくいって言うのもあると思いますし、色々行政の方で抱えている課題の中での位置づけが非常に重要性を見いだせないというのもあると思うのですが、なかなか一人の提案では難しいのかなと思っております。

合川委員　　はい、ありがとうございます。例えば、今、政府健康プログラムとかお話しもいただいたのですが、この町だと、農家が集まってのイベントとか、後は例えばモルックの大会とか、そういうイベントもやっています。そうするとイベントをやりたいと思った時、特に条例とかがなくてもやりたければどんどん人に声をかけて、こういうことをやりませんかということで仲間を増やしている方も結構この町にはいらっしゃるのですが、そういったご自身でイベント開催に向けて動いてみるということを考えたりはしたことがあるのか、伺いたいと思います。

〇〇請願人　　何人かで集まって、今、やられているイベント、どちらかという行政の中で活動を希望している人たちに、多分ワークショップか何かで意見を求められて、それを吸い上げるような形では、複数同じ、ある希望の元で人が集められればそういう形にはなるのかもしれないと思っています。ただ、それはあくまで行政側がこういうワークショップなので、町議会での委員会の中での活動を求められたりするのに応えられた形でやっているわけで、自分からこれをやりたいから、それをその希望のもとに町民を集められたのではないのかと思います。私としては、構造的にはそういう違いがあるのではないかと思います。

どちらかという、私の活動は町だけではなくて、県だとか、全国をまたがるような活動に繋がってるところがあるので、そういう方々とは繋がりを持っておいて、日々情報交換しているので、そういう人たちと一しょにやると、なかなか、複数集まると、当然宮代は私一人しかいなくなってしまう。一緒にやろうとすると。結局他の市で、所沢だとか、人口30万、40万、あるいは埼玉の人だと100万人ですが、そういうところでしかできなくなっていく必然性が出てきている。なかなか達成できていないってことに今までなっていると思っています。

合川委員　　そうすると大体行政職員がやるような方になるのかっていう風には思うのですが、あともう一つはこの20、3(条)でしたか4でしたか失礼しました。3条でしたか。その解釈の状況を変えたいという事なのですが、そうすると第1条の目的から変えなくてはならないようになり、そうするとこの市民参加条例そのものが別の形に変わるような内容だと私は認識しているのですが、であれば、私はこの市民参加条例事態は、これはこれで行政に対して市民参加を募って、そのやり方を定める条例なんで、これはこれですごく異議のある条だとは思っています。ということは、〇〇請願人がやりたいとおっしゃられていることは、他の別の条例を別立てで制定した方が、私はそうするべきなのではないのかと考えがあるのですが、それについて見解をいただければと思います。

丸藤紹介議員 それについては私の意見もよろしいでしょうか。私もその点では非常に考えたところなのです。〇〇さんは、町のこの市民参加条例を行政活動における市民の参加を権利として保証する。ですから行政活動なのです。この辺で、市民活動ではないので、非常にね、私もすごく考えたところなのですが、今、〇〇さんが言ったように、全く今の宮代町市民参加条例の中に市民の提案ができないかという、そうではないと思っているし、できると思っています。しかし、行政活動だから市民活動ではないので、今、合川議員が言ったように、違う条例を作ってもいいのではないかと。そういう考えもすごくあると思います。その辺で、どうしたらそういう市民の提案を吸い上げていけるかっていう意味では全くないわけではないし、それならばどこをどう言う風にすればいいのかっていうところで、この第23条、第24条にそれをもっと拡大する方向でいけないのかということで話し合ったのですが、限られた条例の中で、どのように市民提案を広げていくかと、こういうところにあるのではないかとということで提案したのでしました。

〇〇請願人 今、私が例としてイベントを取り上げたので、そういう様な提案だという風にご理解になられているのかもしれないのですが、請願項目にも書きましてけれど、行政の課題や具体的な施策に対する提案、これがもし出てくるとすれば、今のこの市民参加条例の中でももちろん取り上げないといけない内容だという風には私は理解しております。拡大解釈して、市民参加、市民活動の提案も入れていただけるとありがたいのですが、イベントではなくて、行政の課題。先ほどのセルフプログラムっていうのは、私は、イベントではなくて行政の課題、今の健康、コロナ禍で外にもなかなか行けなくなっていた人たちを外に連れ出して体操をしたり、いろんな啓蒙活動するっていうのは健康衛生面でもあるので、そういうことをやっていきたいと思ったら、その行政の課題の中に取り組みんでいただけるものがあればありがたいと思っているので、ぜひ条例の中で、拡充をしていただく方がいいのではないかと私自身は思っています。

合川委員 イベントだけではなく政策に関してもということでお話しさせて頂ければと思いますが、先ほど申し上げたとおり、この市民参加条例は、行政活動に対してのその市民参加をすることを保障している条例などご存じだと思うのですが、そのまま拡大しようすると第1条の目的も変えなくてはならないので、この条例自体が別のものになってしまうので、その行政活動に対する市民参加はあくまでも保障すべきだという風に考えているからそうお話ししたんですけども、だから、〇〇さんが、言うようなことは、やっぱり私は別立てで条例を考えるべきかという風に思います。白岡もいただいたものを見ますと、自治基本条例の規定に基づきということで、そこから派生して、この条例が出てきているので、そういう形がとれないかというのはちょっとこれからまだ検討しなければならぬところですけど、これはこれで意義のある条例なので、私はやはり別立てで条例を作るべきであると思います。以上です。

佐藤委員

皆さんのやり取りを聞いていましたけど、今合川議員から、白岡の件で自治基本条例に基づきということが出ておりました。確かに白岡市の市民参加条例、これ平成26年にできておりますので、その前に白岡市自治基本条例、平成23年にできたこれに基づいているからこそ、別の言い方をしますと、こちらは自治基本条例ができたからこそ、それに合わせて市民参加条例というものが制定されたという風な立て付けに立っております。一方、宮代町の場合は、まちづくり基本条例というのは平成17年、その辺にできて、市民参加条例、その前に平成15年にできているものですから、それに基づいていないんです。それで、私、別の機会にも何度も言っているのですが、まちづくり基本条例、これ大体の自治体はどうか多くの自治体は自治基本条例という名前ですから、白岡市の自治基本条例、これは宮代町のまちづくり基本条例と同じ考えで結構です。これは間違えないです。それに基づいて、まちづくり基本条例ができた時に既に制定されてあるものはまちづくり基本条例に基づく形でなければならない。なぜならば、まちづくり基本条例第2条にこの条例は宮代町が定める最高規範ですから、これとの整合性を図らなくてはならなくなっている。ですから合川委員がおっしゃるのは確かにそのとおりではあります。一方、そのこのところを離れて市民参加条例のところ限定して宮代町を考えてみるならば、先ほど〇〇さんと合川委員のやり取りであったように、請願では23条、24条という風に出ておりますけど、その前の22条に、町は必要に応じてという文章がございます。また、前文の方というか最初の方にも、市民参加により特色なる等々、建付けとしては、これは私の解釈となってしまいますけれども、行政から、市民が参加することに関しての排除しないというような保証という風なのがベースにたっており、また、22条には必要に応じて評価、検証することになっておまして、参加することについては、言及また請願趣旨としてそれではないと思うので、半分くらいというか、合川委員のおっしゃることも分かります。また、それに基づいて〇〇請願人に対して個々の事例を列挙するようなことを求めることはないと思うのですけれど、そのこのところで質問として〇〇さんへまた、紹介議員もいいのかわからないのですが、合川委員もおっしゃるように、市民参加条例の方をどうしても変更しなければ皆さんの請願の趣旨が達成できないのか、それとも新たな立法を作るのかという貴重な提案がございましたが、その辺をいま想定をされていたのかもしれませんが、〇〇さんを含めて、今、公の場で合川委員から提案があった新しい立法条例案を制定する、これはこれとして残すか、まず、基本条例に沿って修正するかどうか別として、それとは別個に、例えば政策提案条例、仮に、今お見せただけですけど、そういう風な形でやれば納得できるのか、その辺のことをちょっとお尋ねしたいと思います。

丸山委員長

ちょっともう少しまとめて質問していただけると助かります。

佐藤委員

分かりました。簡便にまとめます。

丸山委員長

分かりました。次でいいですから、簡単にまとめてください。

丸藤委員

今の佐藤議員の質問なのですが、22条に、町は必要に応じて、次に掲げる

事項について、評価及び検証を行うものとします。つきまして、市民参加における制度に関する事。市民参加により実施した政策または事業における市民参加手法等に関する事。ということで、こういう風になっておりますが、今回の〇〇さんが言っているような、まちづくりの手法の一つですが、これは当町にははまるのかどうかということもあるのですが。評価委員が集まる会議では、どのような議論になっていますか。

〇〇請願人　私の立場として、今、市民参加推進評価委員会が町の中にごさいますて、それに、令和5年の3月に応募させて頂いて、それで委員として任命を受けて、その後、委員長として運営することを依頼されていて、その活動の中で、1年半くらいずっとその活動の中で市民参加という枠組みをもうちょっと手法として増やしたらいいのではないかと議論をしてきました。やっぱり町の方の考え方としては、これは行政の施策の提案、施策ではなくて具体的に書いてありますが、実施に関しての提案、市民参加の実施に関しての提案というのは、手法だとか、その手法の中でどういうやり方をするのか、そういう提案であって、具体的な施策だとか、イベントだとか、その提案ではないよという見解を町ではしております。ただ、私の委員長としての意見でもあるのですが、これは、まちづくり基本条例ができた時に、この市民参加条例はそのまま、まちづくり基本条例が町の憲法としてあるわけですので、それに則って修正されるべきところであったところをそれを修正せずに運用をそのままやってきていることは現実だと思うので、根本的にこちらを新しい条例を並列で別に受けていただくっていうのもいいのですが、市民参加条例を市民がこういう項目の提案イベントの実施だけではなくて、行政の方や具体的な施策の提案ができるように修正していただくのが1番理想的なのかなっていう風に私としては考えております。

佐藤委員　質問に対してのご回答、どうもありがとうございました。1番最後のおっしゃったところというのが、先ほど質問したところの1つの肝であるので、あくまでも市民参加条例というのは受け身というか、これまで要するに提案を前提にしたり、提案したことを実施するという事は想定され得ていないというところは〇〇さんの回答から分かりました。先ほどもずっと言い忘れたのですが、先ほど合川委員が町長への手紙等代替手段があるという風な提案がありました、これははっきり言っておきます。町長への手紙、これは町長、都合の悪い事は一切載せたりしません。これは私の友達で実際ありました。合川委員にこの他の手段がある。特に町長への手紙、これはガス抜きみたいなものであって、実際には機能していないところがあるのはこの場ではっきり議事録に残るように言っておきます。そこのところをしっかりと訂正しておきます。今、〇〇委員のご説明、お話を考え、お聞き致しました。先ほども委員長から言われましたので、できるだけ短くさせていただきますが、建て付けとして受け身という、私は受け身という表現を使いましたが、市民からの提案を受けとめるような形には少なくとも市民参加条例はなっていないという紹介議員及び請願人の認識であることは重々分かりました。であるならば、こ

これは、新しく立法的なところをするというのが主な現状であれば、請願人のご希望という風にご理解してよろしいのでしょうか。

丸山委員長　　もう少し分かりやすく簡単をお願いします。

佐藤委員　　すみません。再び佐藤でございます。これ請願の方の読ませていただきますと、市民参加条例において市民から提案ができるように求めるのです。という風に結ばれているのは、確かにわかっているはいるのですが、今、議論であったとおりです。基本条例に基づいて出来ている市民参加ではないということにははっきりとしましたので、それで、合川議員の方からそれであれば、市民参加条例の方を改正とかするのではなくて、新たな立法的なものという風な提案がありました。そのところまでも踏まえまして、確かにその意見を合川委員から新たな提案があるのですから、この請願書を提出する時点では想定されていなかったのかもしれないことを仮定して報告、質問させていただくのですが、そういう風な意見があるのであれば、請願人としての請願趣旨としては、市民参加条例において市民から提案できるように求める、つまりこの条例の改正なりなんなりという風に読み取れるのですが、そのところを、こうやって新たな立法的なところをやるのであればどのようにお考えなのかということをお尋ねしたいと思います。

丸山委員長　　紹介議員のから答えていただいてよろしいですか

丸藤紹介議員　　紹介議員の私から答弁させていただきます。請願趣旨はこのとおりなのですが、請願書を提出するにあたって色々考えたところがあります。今、言ったように、どうしても行政活動における市民の参加をということで、市民の提案は今の市民参加条例の中でも謳っているし、当然じゃないのかなと言ったら、無いわけではありません。しかし、行政活動における市民の意見ですからこれは、宮代町の市民参加条例というのは、やはり、やはり町からの表現が悪いかもしれませんが、提案による、例えばいろんな、何て言うのか、ことに対して、こういうことをやりたいのだけれども、それに対して市民からの意見はどうでしょうかという、そういう発想の下でやられています。ですから、どちらかという指導、それはなぜかって言うと、行政活動に関わる問題だからです。ですから、どうしても制約がある。しかし、先ほど、先ほど言ったように、市民からこう全く白紙の状態から提案してほしいというのは、やはり現状ではないわけだから、その辺を的を得た条例にできないもの、そういう発想からきているものですから、全く新しい市民提案型の制度を作るべきかどうかというのも、当然考えての提案だと、私はそういう風に理解しております。全くそういう考えがなかったかという、ないとは言えないし、ありましたってことです。

〇〇請願人　　すみません。条例の建付けだとか、色々そういうところをちゃんと整合をとって新しい条例の創設っていうのも、これを議員の方に持っていったときに想定していたものではあるのですが、私としては今すぐやりたいことが何個もあると、新しく条例を立てるとなると、条例なり制度を立てるとなると、また5年くらい経ってしまうわけです。それよりもこの請願項目で書いたの

は、今行政に確かに課題があって、その行政の中でも検討しているような項目で、それを市民がたまたま集まって、自分がこれどうなんですかって聞かれた時に、この市民参加条例の制度の中で、何とか入れ込むような形ができないのかというのが、この項目、請願項目をここで書かせていただいたことが私の意図なのです。今、実際に、市民参加条例の手法の中に、委員会、アンケート、パブリックコメントがあるのですが、もう1つの市民参加の手法に市民提案という手法を1つ加えることができないかということが私の頭の中に一つあります。でもそれは私の考えではなく、議会の方でよく整合性を考えていただいて、ここに含めるべきものなのか、あるいは別の条例を並列して起こした方がいいものなのかということは検討していただくとありがたいと思っております。以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。私なりに市民参加条例のことをこれまでのいきさつなどを調べて、実はこれ数年間、〇〇委員たち方々が委員になるまで放置されていた状態で全然機能していなかったところがあるものですから、当然皆様意見は吸い上げられないという形がある。町の方で積極的になされていない。また、〇〇さんが就任されて2か月後には担当課まで変えられて、ほとんどオールリセットされてしまったということも承知しております。先ほど〇〇さんがおっしゃっていた。新しく作るのであれば5年くらいかかるという意見がありましたが、考えとして、これ仮定になって申し訳ないのですが、仮に、例えば6月議会とかぐらいか臨時会でもいいのですが、そのような形で制定できるのであれば、新しい条例の立て方とかでも構わないという考えでいらっしゃるのかどうかというところ、要は、早く活動をするための根拠が欲しいというのが質問の回答の趣旨だと思いますけれど。

〇〇請願人 私個人、市民1人の意見としては、早く制度があった方がありがたいです。そのうち、多分もう飽きちゃって、宮代にもういなくなって、別のところでやってもいいよっていうところがあれば、どんどん移住とかできる状態なので、そういう想定を私の頭の中に実際あります。ということで、早くしていただくことの方がありがたいというのが私自身の意見です。

佐藤委員 ありがとうございます。私からの質問はとりあえず以上とさせていただきます。

丸山委員長 11時まで休憩といたします。

丸山委員長 時間前ですが再開致します。

鈴木委員 まず1点目ですけど、この請願なのですが、まちづくりのためにこう何かやりたいという風に提案されてそれは誰が評価するのでしょうか。教えていただけますか。もう一度。説明がうまくいきませんでしたので、この条例を改正して、イベントをやりたいとか提案されたら、そのイベントをやるやらない判断は誰が決めればよろしいのでしょうか。

〇〇請願人 行政の窓口担当です。私の市民参加条例の今の理解ですと、行政の担当の窓口が、まずどのように扱うかを決めて、それで、今の段階だともうそれでどのようにするのかを決めて、必要な提案だと思ったら行政が直接実行するし、い

らないと思えば、それは何も行動されないという状態になっていますが、私が先ほど手法として、市民参加という項目を設けるべきと言ったのは、ある要件を満たしていたら、それは行政も検討するのですが、同時にこの市民参加推進委員会の中で議論する方がいいのではないかと考えています。

鈴木委員 市民参加委員会の方が判断するという回答でしたが、行政に関わることをなんて言うのか、一般市民だけのその組織の中で決めていいのでしょうか。

〇〇請願人 先程のお答えですが、現状の制度はそのようになってなくて、行政の窓口になり、行政の手続きで判断されるということになっていて、それはそれでそのとおり、鈴木委員がおっしゃっている制度をそのまま運用されているわけで、それでいいんですけど、この市民参加条例というもの、あるいはまちづくり基本条例というのは、それとはちょっと意識が新しく進んでいまして、それを市民の提案を積極的に行政側が組み上げていこうと、そういう意思のもとに出来上がっている。それぞれ条例でありますので、その枠組みを新しく作っていただきたいと、市民の提案がたくさん採用されていくような手続き、制度を作っていただきたいというのが請願の趣旨でございます。

鈴木委員 市民が採択するということが大事な訳ですか。私は、行政に関わることは市民だけの組織の中で採択されてはまずいと思います。そのために我々議員がいて、しっかりといろんな方が選挙を受けて選ばれてきた人が知らないところで行政に関わるものが決まってしまうのは非常に問題だと思うのですが、その辺はどう考えてますでしょうか。

〇〇請願人 まず、ちょっと私の意見の立場として申し上げた中で、最後に市民参加推進委員会の委員としてそれが審議されるのがいいと言ったのはその委員会の話でありまして、基本は質問でお聞きされたいことは、まず、例えば、何か提案があってそれが行政で実行されるとしても、例えば、条例は議会で審議されていますし、当然、条例とかは議会で審議されるのは当然ですし、その制度の枠組み自体は何も変わってこないわけです。ただ、市民の意見を汲み上げる仕組みを何らかの形で設けてほしいと言っているだけで、その、それを決めるのは市民ではなくて、当然行政であり、議会であり、責任を持った人達だという風には思っております。

佐藤委員 ちょっと問題なので、委員長、非常に問題なので、

丸藤委員 鈴木委員が知らないところとかと言っておりましたが、これは市民参加条例はもう公開になっておりますが、それは知っていると思うのですが、だから、そういう風になっておりますから、事実それは心配ないと思います。

鈴木委員 その市民参加条例の件でなく、色々こういう5人以上の請願の中から意見が出て、これっていう議題ですね。それをなんていうんですか。市民参加評価委員会の中で、やる、やらないかを決めるのはまずいんじゃないかなと私は思っているわけです。それなんで、行政に関わることじゃない問題。元々、私の認識の中にあるのは、いろんな市民参加をしたことに対して評価をする委員会

なのに、そうじゃなく、もっと拡大して、一般の市民から受けた意見そのまま行政とかに判断する判断しないをこの委員会で決めてやりたいという風に聞こえているので、そういうのはちょっと良くないんじゃないのか。もし、行政的なものであるならば、きちんとした別の手続きがいっぱいあるわけですから、そちらの方で十分賄えると思うのです。あと、イベントなんですけど、先ほどイベントやるのもできないとか言っておりますけど、やりたい人はどんどんイベントやっていると思うのですが、どういうのが町から除外されるようなことが起きているのか、逆に教えていただきたいなというぐらいです。私は本当にイベントで町を活性化するためには必要なことだと思うので、どんどんやってほしいと思っていますし、自分の公約の中にもありますので、その阻害されているイベント、何がダメなのか、どういうところがダメなのかは別にして、行政に関わる問題はまた別問題だと個人的には思っています。その辺をお聞きしたいです。

佐藤委員 請願人が答える前にちょっと問題になっているんですが、質問自体がちょっと、

丸山委員長 それは後ほどお願いします。

佐藤委員 それをやらせることに請願人だって、もうこれ枠を超えていることを聞いていることを注意してください。

丸山委員長 超えているとは思っていないので、請願人に答弁を求めます。

〇〇請願人 質問2つありました。具体的に何のイベントが阻害されているのかっていうのと、あともう1つ質問。市民参加推進評価委員会というのは、行政側がまず判断して検証するところであって、その中身の内容を評価するところではないということは、そのご理解のとおりだと思うのですが、その中に、市民提案という枠組みで、ある程度の形式を満たしたものの、例えば、白岡市の条例は市民5人以上が具体的な施策を提案できる市民参加条例、こういうもので枠組みを設けてあげて、それが形式を満たしているのであれば、行政側もその具体的な実効について議論していただくし、それに対する市民側、市民の委員としての意見も汲み取っていただくと、聞いていただく仕組みがあっているのではないかと私のまず考えです。あと、阻害されたものですが、阻害はされていないです。でも、実質的に、ここでやるよりも他の町で、そっちに結局流れていってしまうと、だから、何百人とか集めるイベントを本当であれば進修館で私はやりたいと思っても、結局、色々実行する手続きを考えると、他の行政区域でやったほうが早いなど、すぐ人も集まるなということで、そういう風な実態になっていると言うのは、それは、ただ単に現状の報告だけです。

鈴木委員 わかりました。

佐藤委員 先ほど、途中で言っていることが、行政だけが決めるとか、行政、行政とかいう風に何度もおっしゃっていましたが、そもそも市民参加条例及びまちづくり基本条例の制度趣旨を逸脱しているというか、そこはわかっていないという風に私は思ったので、そこのところを、少なくとも紹介議員である丸藤委員に聞くのはまだしも請願人に聞くのは違うのではということをお先ほど申しあ

げようと思いました。なぜならば、市民から提案ができるように求めるものですというのであって、市民の方から決めるためにしたいとか、そのようなことを、もう行政をやるとか議員を抜きにしているってことは一言も言っていないにもかかわらず、そのようなことを決めつけて言っているところは、言い方を変えてもらいたいと思って、途中で言おうと思っていました。また、〇〇請願人がおっしゃった白岡市の場合、5人以上の場合には提案できるという風な形で、市民の側にもこういった立て付けになっているところ、宮代町の場合には、先ほど色々申し上げたとおりに、基本条例が制定された後に変更等の規定がされていないというところが根本的にあると思いますけれども、そのようなところで市民が、市民と町民、町民が提案することをやるのではなくて、まず、ちゃんと読んでいただいていると思いたいますが、きちんと読んでいただけないと思います。市民参加条例は、これは町は必要に応じて、という風にして規定されていて、しかも、町に主導権が取捨選択等があるというところを、質問等でこのところが抜けていますので、厳重に指摘したいと思います。以上です。

丸山委員長 採決の前に、委員長からも一言お聞きしてもよろしいでしょうか。先ほど、私も仕事のうえでの事なのですが、請願書を読んで請願者の思いは、分かりました。紹介議員からもお話が合ったように、この市民参加条例っていうのは行政活動なのですよ。それで、そこに市民が参加してって形なので、この23, 24条そこだけをとると、あそこを変えていたらできるかなという思いはあるかもしれないですが、話を聞いていて、うん、ちょっと違うのかなって思いました。それで、先ほどちょっと気になった点がございまして、早く請願人は実現をしていろんなことをやっていきたい、皆さんができるようにしたいってことなんですけど、できれば他の町に移住すればいいっておっしゃったのは、私はこの請願を審査する委員として、ここにずっと住みたい、だからこれをしてほしい、やるのだったら早めにしたっていう考え方ならばしっかり審議したいと思うのですが、やらないのだったら他に行ってしまうよって言い方だと、この請願は本当に国民の大きな権利なんです。その権利を採択しなかったらいいや、他に行くみたいな言い方が私は気になっていますので、請願人のお気持ちを聞きたいと思います。いかがでしょう。

〇〇請願人 私の発言ですが、私が引っ越しして30年位になりますが、私は、この宮代町で笠原小学校が裸足の小学校という形で健康を重視してそういう趣旨で運営されている。そういうところで子育てをしたいということで移住してきました。そこで、子供たち2人はその小学校で育て、今は自立しております。ただ、自立した時、私はこの町で子供たちもこのまま子育てしてほしいと思ったのですが、職場の都合もあると思うのですがこの町に勤めなかったということで、職場の近くの方に越して行ってしまっています。それを私が親として、いい町だからずっとここで住んで下さいと、それは親の希望でもあるわけなんですけど、それを強制できるかという、強制できないわけです。そういう意味で、私がこの請願とは全く関係なく、どこで住むかの自由は憲法上保証され

ていることなので、それを単純に感情的なものとして問われることはおかしいのではないかと思います。私自身は請願が通ったら通らなかったらに関わりなく、ずっとここで住もうという意思で30年やってきているわけですので、先ほどの発言が誤解されたのであれば訂正させていただくということによってよろしくお願いいたします。

佐藤委員　今の非常に失礼、不躰ながら委員長のお考えられたこと、〇〇請願人については、非常に〇〇さんの発言と同時に僕は問題だと思います。仮に、例えばとおっしゃったと思います。ずっとうちの近所ですから長年住んでいらっしゃるのわかります。通らなければ引っ越す。別にこの問題に限らず、僕の周りでも、町の福祉が問題だから年上の方ですけど、もうこんな続くのならば町から出ていくという人、いくらでも聞いておりますけれど、そのようなことを、ある意味で人の内心の自由、それこそ人権のことを言っている委員長が、移動の自由、生存権の自由、その他憲法上の権利を無視して質問するのは非常に、先ほどの発言、私としては訂正して削除してもらいたいと削除したら残らないからそれは結構ですが、そういう思いがあるぐらいに、委員長としての感情的な発言だと思います。しかも〇〇さんが、聞かれたわけではないけれど、お子さんの事を住んでいないという風におっしゃったので、それを踏まえて言いますが、委員長のお子さんだって別に宮代町に住んでいるわけではないではないですか。そういうことで、あっ「ごめんなさい。失礼しました。」委員長もそうですけれど、そういうところを自分のことを置いておいて、請願人に対して、私としては詰問しているように聞こえたものですから、そこところは、請願人に対して訂正するなら、謝罪するなりしていただきたいレベルだと思う。人権を標榜している委員長ですから。以上です。

丸山委員長　委員長としては、請願人の説明の中で移住したいことを考えるって言っていることなので、私はお子さんがどうという事じゃなくて、別に移住すればいいやの言葉について気になったので、聞きたかったのであります。それを確認させていただいたということでした。

佐藤委員　繰り返しますが、移住、仮に本気で思っていたとしても、そここのところはこの請願自体には関係ないことなんです。そのことを軽く考えて、考えていない。それは主観なのはわかりますけども、請願というのは憲法上の基本的な人権を認められているところが、おっしゃる通りです。委員長、そここのところをいいとしているかどうかは別としても、それを言ったところで、そここのところ、その請願審査を軽く考える、慎重に考える、そのことを全く切り離して、本気でこの内容自体が正しいのかどうか審議内容だと請願審議内だと私は思っていますが、そここのところを訂正する、しないは別に構いません。ただ、そここの問題の根本のところを、僕から見れば履き違いというのかきちんと理解してないという風に言わざるを得ない。それは引っ越す、引っ越さないということは全く別個の考えでありますから。

丸山委員長　私の意見、考え方が通じなかったようなので、もうここでそれは終わりにします。それで先ほど提案もありましたが、他の条例を作った方が、そういう話も

出ていましたけれど、これで質疑を打ち切って、採決という形でもよろしいですか。それに、紹介議員は新しいのがでてきているという話で、その辺り紹介議員としてはどうでしょうか。採決してよろしいでしょうか。

丸山委員長　これより討論に入ります。まず、この請願に対する反対討論の発言を許可します。反対なしと致します。

次に賛成討論の発言を許可します。

金子委員　住民の声を幅広く聞くということは非常に大事なことです。その提案を仕上げる仕組みを改善される非常に良いことだと思います。役場の職員はそうやって一生懸命仕事してありますが、一般住民は仕事しながらこの町中よく観てるわけです。ですから、違うアイデアがたくさん出てくるとと思いますので、それを防ぐ理由はないと思いますので大きく賛成します。

丸山委員長　次に反対討論ありますか。

丸山委員長　次に賛成討論ありますか。

佐藤委員　佐藤でございます。改めて請願趣旨を読ませていただきました。この請願人の請願趣旨に、これに答えるというか受け皿というか、そのような審議会がおそらく、ごめんなさい。私は不勉強でごめんなさい。請願人の言われるようなイベント等の町民から出る提案等の受け皿というのが、審議会等、あと制度等、条例も含めて見当たらないというかそれを整合するものが無い。一方、そのような請願人のおっしゃる趣旨というのは、非常に資するものである。先ほど金子委員もおっしゃったように、行政、また我々議員も含めてですけど、それ以外の角度の意見が、やはり町民3万3,440人かな、いらっしゃる中で色々出てくるとと思いますので、そのような受け皿というのを合川委員がおっしゃったように、他の条例というのを、一つありますし、他の制度もあるかもしれないけど、他の条例以外の制度がない以上、まずは個々のところを私は賛成していきたいと思っております。以上で終わります。

丸山委員長　次に反対討論ありますか。

丸山委員長　次に賛成討論ありますか。

丸山委員長　ないようですので、これより採決いたします。請願第1号宮代町市民参加条例の市民提案の拡充を求める請願書について採択することに賛成の諸君の起立を求めます。起立多数であります。

以上で請願第1号宮代町市民参加条例の市民提案の拡充を求める請願書の審査を終了いたします。なお、3月29日の本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任させていただきたいと思っております。